

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第63号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年2月15日 10時50分ごろ	
発生場所	長崎県諫早市久山港 ^{くやま} 諫早市井樋 ^{いびの} ノ尾岳三角点から真方位011°3,900m付近 (概位 北緯32°50.5′ 東経129°59.9′)	
事故等調査の経過	平成22年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第十五あおい丸、99トン 135480、葵新建設株式会社 B 台船 第六あをい丸、長さ 約96.38m なし、葵新建設株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ及び舵損傷 B なし	
事故等の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、船首約3.0m、船尾約4.8mの喫水で、B船を押しながら約2～3ノットの速力で手動操舵により久山港港口を南東進中、平成22年2月15日10時50分ごろ、A船の船尾船底が浅所に接触した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	船長Aは、久山港への入港経験が年に5～6回あり、海図により付近の水深を確認していたが、浅瀬の存在を知らなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押しして久山港港口を南東進中、船尾船底が浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長Aは、海図により港口付近の水深を確認していたが、浅所の存在を知らなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押しながら久山港港口を南東進中、船長Aが浅所の存在を知らなかったため、A船が浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	